

業務指示書

パプアニューギニア国アロタウ市場及び水産設備改修計画

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年2月29日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における農産・水産物市場、海洋構造物に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／運営維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海外における農水産物市場、海洋構造物整備にかかる調査経験
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計】

- 1) 類似業務の経験：海外における農水産物市場などの建築設計経験
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木計画／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：農水産物市場、海洋構造物などの土木設計調査及び各種自然条件調査経験
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における直接業務費単価積2016年度単価を定限化します。一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- ・自然条件調査
- ・ベースライン調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 40.164 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／運営維持管理計画

建築設計

土木計画／自然条件調査

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月17日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 パプアニューギニア国アロタウ市場及び水産設備改修計画

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／運営維持管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 土木計画／自然条件調査	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア国（以下 PNG）において、農業・水産業は同国の GDP の約 30%（2012 年）を占め、中期開発計画（Mid-Term Development Plan: MTDP 2011-2015）においても優先分野に挙げられている重要な産業である。しかしその実情は、未だ自給的・零細規模の活動が中心であり、農水産物のうち、輸出产品及び自家消費以外の余剰生産物が、地方市場において販売され、国民の 8 割を占める地方住民の貴重な現金収入源及び生計手段の一つとなっている。国家漁業公社（National Fisheries Authority: NFA）は MTDP を受け、就業人口の約 66%が農業・水産業に従事している同国ミルンベイ州の沿岸水産振興を公社事業計画の重点として位置付けている。

ミルンベイ州の州都アロタウ市には州内各地から多くの各種農水産物が集積しており、同市の中心地にあるアロタウ公設市場がその流通の拠点となっている。同市場はアロタウ市の住民向けの小売市場であると同時に、内陸部や離島の農民・漁民にとって現金収入が得られる重要な場所となっている。しかしながら、同市場は 1969 年の利用開始から 45 年以上が経過し老朽化が進んでいるとともに屋根付き施設の販売テーブル 325 人分に対して小売人は 500 人程いるためスペースが不足しており、通路脇や空いている敷地を占有し食料品等の販売が行われている。手狭なスペースと無秩序な占有のため、鮮魚、加工食品、青果物が近接して販売されているほか、地面に置かれた状態での販売も多い上に、市場に付設されているトイレは配管に問題があり、頻繁に使用不能になるため、衛生上の問題も生じている。また、近隣の島からの船の乗降や物資の輸送には市内のサンダーソン湾にある棧橋が利用されているが、公設市場から 1km 離れているため、漁民や周辺島嶼の住民にとって市場へのアクセスは不便なものとなっている。またサンダーソン湾内は様々な船舶で混みあっているため、公設市場に隣接する仮設棧橋の常設棧橋への改修が望まれている。

「アロタウ市場及び水産設備改修計画」（以下、本プロジェクト）は、ミルンベイ州の州都アロタウ市にある老朽化した市場及び棧橋を改修・整備することにより、同州における農水産物の流通の改善・活性化を図り、また同州内の農水産業従事者の生計向上に資するものである。

かかる背景を踏まえ、「アロタウ市場及び水産設備改修計画協力準備調査」（以下、本業務）は、要請案件実施の必要性及び妥当性を確認の上、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目標

ミルンベイ州アロタウ市に、当該地域の農水産物流通の需要に対応した適切な機能と作業環境を提供する公設市場施設及び棧橋を建設することで域内農水産物流

通の活性化を図り、もって当該地域の持続的経済発展に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトの成果

アロタウ公設市場及び棧橋が改修され、機材が整備される。

(3) 我が国への要請概要

① 建築

【陸上施設】市場施設の建設（市場棟（生鮮食品）670.39 m²、市場棟（生鮮食品以外）670.39 m²、調理品売場 80 m²、トイレ、キオスク、管理棟 60 m²、倉庫、集金場、荷下ろし場、

② 土木

- ・水産物荷下ろしが可能な護岸の整備
- ・埠頭の改修

③ 外構

- ・市場内舗装
- ・市場駐車場

④ 機材

- ・市場施設用発電機30KVA
- ・高圧洗浄機
- ・廃棄物運搬車両

⑤ ソフトコンポーネント（本業務で必要性を調査）

(4) 対象地域（サイト）

ミルンベイ州アロタウ市

(5) 関係官庁・機関

① 主管官庁

国家漁業公社（National Fisheries Authority: NFA）

② 実施機関

ミルンベイ州政府

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ① 草の根無償資金協力「コキ・マーケット鮮魚売場等改善計画」（実施済）
- ② 無償資金協力「ウェワク市場および棧橋建設計画」（実施済）
- ③ 無償資金協力「マダン市場改修計画」（実施中）

3. 業務の目的

無償資金協力（水産無償）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を

把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、パプアニューギニア政府から要請のあった「アロタウ市場及び水産設備改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がパプアニューギニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

より効率的かつ効果的な調査手法等を検討するとともに、本業務指示書に記載している事項以外にも必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報の収集、先方との協議を行うための調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後10日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 設計・積算方針決定時

第1次現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

③ 第2次現地調査出発前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 業務内容を変更する必要がある場合の柔軟な対応について

先方政府からの要請内容の一部に支援の必要性、妥当性が認められないことが明確となった場合、業務内容の一部を変更する可能性が生じる場合がある。

(5) 要請内容の確認と妥当性・有効性の方針検証の方針

① 物流状況の現状確認

ミルンベイ州及び周辺の物流状況を調査し、農業及び水産業振興の観点からアロタウ市場を整備する必要性や妥当性を検証すること。また、当該地域における農業、水産流通の拠点として既存の市場の流通面での所在位置の妥当性を再確認し、本計画の実施の妥当性及び改修後の活用計画について十分確認すること。

② 既存の公設市場の利用状況の確認と施設計画

要請されている施設及び機材について、既存の公設市場の利用状況、物流状況、施設利用者のニーズ、将来的な取扱量等を確認した上で、改修の必要性、妥当性及び緊急性を十分確認すること。その際は、本プロジェクト実施による消費者および小売人に加えて農業、水産業関係者及び他セクター関係者の利用状況などを詳細に確認することを通じ、裨益人口についても再確認する。その上で、本プロジェクトで整備する施設及び機材の運用計画、市場管理組織の能力、衛生的で効率的な市場内での物流等を十分検討し、適正な規模・仕様での計画・設計を行うこと。また、気候風土、自然環境・景観、社会慣習に十分配慮した材質や施設設計、配置計画を行うこと。

③ 既存の棧橋及び港の利用状況の確認

アロタウ市場に隣接する既存の仮設棧橋、同市場から離れた位置にある港(サンダーソン港)の利用状況、及び棧橋、港を利用する漁業者及び消費者のニーズ等を踏まえて棧橋改修の必要性を十分確認すること。改修の必要性が認められた場合は、安全性及び作業効率性に優れ、市場の効率化に資する棧橋の建設を検討するとともに、深浅測量・堆砂調査、潮流調査等の自然条件調査を実施し確認すること。

④ 気候変動対策(適応)への貢献可能性の確認

自然条件調査による気象調査、海象調査の結果も踏まえ、予測される気候変動の影響とかかる影響への適応に対する本プロジェクトの貢献及び追加的対策の必要性について確認すること。

⑤ プロジェクト用地の土地所有権の確認

パプアニューギニアでは、伝統的な土地所有にかかる考えが根強く、政府による

事業用地の取得の際に、被影響住民等との土地使用問題や、それに伴う事業の遅延が発生することがある。そのため現時点での予定地が国有であるとの説明を受けているものの、プロジェクトサイトの工事用地を含む土地確保及び土地利用状況を確認するとともに、土地の所有権については書面をもって確認する。また土地取得手続きが必要な場合、住民移転の有無とともに、手続きの進捗について確認を行う。また土地問題に起因する事業遅延等のリスクを想定し、適正な工期の検討を行うとともに、手続き等が遅延している場合は、可能な範囲内で迅速な手続きを促すこと。なお、棧橋改修の妥当性が確認された場合、棧橋の建設水域の確保についても確認すること。

⑥ 改修期間中の市場機能の確保

既存市場は地域の流通拠点でもあることから、施設改修中の市場機能を確保するための方策（運営方法、必要な仮設設備計画計画等）及びその妥当性について確認する。また改修期間中に一時移転が計画される場合は、移転先の利用者の利便性について確認するとともに、移転先の用地確保の状況についても確認すること。

⑦ 運営維持管理体制の確認

既存市場の運営維持管理はフフ地方行政区が担っているが、施設改修後はミルンベイ州政府の下に設立される市場管理組織が市場の運営維持管理を行う予定である。一方棧橋の運営維持管理は国家漁業公社（National Fisheries Authority:NFA）の監督の下、ミルンベイ州政府が担う予定である。そのため、本業務では関係機関の現行の市場及び棧橋の運営維持管理能力、計画されている運営維持管理体制で改修後の石場等の運営維持管理が可能か分析すること。また、新しい運営維持管理体制構築の実施スケジュール、遅延のボトルネックとなりえる要素（手続き・協議等）についても確認を行い、本プロジェクトの実施工程上（特に施設引き渡し時）支障がないか十分確認すること。

⑧ 予備的経費

物価高騰等のリスクを想定し、予備的経費の計上の必要性を判断するに足る情報の収集及び分析を行うこと。

⑨ ジェンダー配慮

本業務においては、ジェンダーの視点からの状況を調査すること。具体的には、事業による裨益効果が男女別に確認できるように、男女別にデータを収集すること。また、市場等の利用者、関係者に対してヒアリング等を行う際は、男女双方から意見を聞き、現状把握したうえで、施設設計（トイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案すること。また車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいバリアフリー対策等も提言すること。

⑩ 類似案件からのフィードバックの活用

無償資金協力「ウェワク市場及び棧橋建設計画」について事後評価等で、以下のような指摘がなされており、本業務による施設設計、運営計画策定において十分留意すること。

- 1) 棧橋の利用率、氷生産量、貯氷量が需要に対して目標値が高めに設定されていた。本プロジェクトでは現地漁民の生活習慣および小売業者の販売活動の傾向、地域住民の食習慣などを慎重に検証・分析したうえで、施設設計、運用効果指標の目標値の設定が必要である。
- 2) トイレの汚物溜め庫の容量が十分でないため、汚物がすぐにいっぱいになってしまった上、バッキュームカーが定期的に来ないという要因から、その設計・維持管理が問題視された。そのため、利用者数等を十分考慮したうえで容量を検討することが必要である。
- 3) 市場において過剰な廃棄物を排出しないよう、長期計画を策定する必要がある。また降雨時に排水の越流が起こらないように、降雨等を十分考慮した排水システムの容量等について検討することが必要である。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) 国内準備作業

- ① 要請書等を踏まえ、「アロタウ市場及び水産設備改修計画」の背景及び経緯を把握する。
- ② 国内で入手可能な資料、統計データ等から、パプアニューギニア国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、農業及び水産セクターに関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。具体的には、政府の開発戦略計画（Development Strategic Plan 2010-2030）、中期開発計画（Mid-Term Development Plan 2010-2015）など関連政策等の関連政策及び計画を把握し、パプアニューギニアの農業及び水産セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて確認する。
- ③ これまでパプアニューギニア国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、本プロジェクトとの関連を分析する。また、実施済み無償資金協力案件については、協力準備調査報告書や基礎調査報告書等から同国において無償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- ④ 上記①～③を踏まえた上で、調査全体の方針・方法の検討、現地調査項目の整理及び調査計画の策定を行う。

- ⑤ 上記①～④を踏まえ、インセプション・レポート及び質問票を作成する。質問票は、当機構パプアニューギニア事務所を通じて事前配布を行う。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員（総括、計画管理）と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・目的・内容等の確認

- ① 国内準備作業において取りまとめた各種情報に加え、事前に当機構パプアニューギニア事務所を通じて配布した質問票の回収・分析を通じて、現状を把握する。さらに、相手国政府関係機関、他ドナー、技術協力専門家等から最新の情報を聴取する。
- ② ミルンベイ州及び周辺地域における農業・畜産セクターの現状（農畜産家数及び経営形態、農畜産物種類・量、流通状況等）を調査し、問題点を確認する。（農水産物流通量についてはベースライン調査として現地再委託を認める。）
- ③ ミルンベイ州及び周辺地域における水産セクターの概要（漁業形態、漁獲量、漁民数、漁民組織、漁船数、漁獲物・量、消費量、製氷機・冷蔵庫の使用状況、漁船修理体制、仲買業者、水産物流通形態等）ならびに同州と離島を含む周辺漁村の海上交通の現状（交通量、船の種類、利用者数、利用料金、運営・維持管理体制など）を調査し、問題点を確認する。
- ④ 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認するとともに、パプアニューギニア側が想定する本プロジェクトの実施方針、本プロジェクトで想定している市場の活用計画について確認する。
- ⑤ 他ドナー等の援助状況を調査し、他案件との重複を避けるとともに連携の可能性を検討する。なお、現在までに以下の支援がパプアニューギニア国水産分野になされていることを把握している。
 - ・アジア開発銀行：「マグロ漁業開発のための政策策定・水揚げ施設建設（レイ等）」（1998-2002）、「沿岸漁業振興のための小型棧橋、荷捌場の建設（カビエン、マヌス、レイ等）」（2004-2007）
 - ・欧州連合：「水産小売市場の建設（ブカ、カビエン、レイ等）」（2003-2008）
 - ・ドイツ技術協力公社：「水産化学分野の学位取得支援」（2008-2009）
 - ・オーストラリア国際農業開発センター：「マグロ加工産業の経済・収益分析調査」（2005-2008）、「エビ漁業にかかる資源評価及び漁業収益性調査」（2004-2006）
- ⑥ 上記①～⑤の結果を踏まえ、農業及び水産業振興の観点から、本計画の背景、位置づけを確認する。

(5) プロジェクトサイトの調査

- ① 既存アロタウ公設市場における小売業者情報（商品別店舗数、出店時間帯、出店

頻度/週、出身地、来場交通手段、商品の輸送手段、平均売上高、市場以外の収入源、地域水産業との関係、その他市場利用にかかる課題等)、及び購買者情報(来場者数、平均滞在時間、来場交通手段、来場頻度/週、来場理由、その他行動パターン、市場利用にかかる課題等)を可能な限り定量的に把握する。(本業務にかかる情報収集はベースライン調査として現地再委託可とする。)

- ② 市場周辺地域における製氷需要供給及び施氷状況、生鮮農水産品の冷蔵保存状況、及びその課題等を調査し、可能な限り定量的に把握する。(本業務にかかる情報収集はベースライン調査として現地再委託可を認める。)
- ③ プロジェクトサイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・整備計画を確認する。
- ④ 他市場の市場形態及び維持管理状況などを調査し、本計画に反映させる。
- ⑤ 概略設計に必要な自然条件調査を実施し、施設施工計画に反映させる。(仕様書別紙2参照。なお、本業務は現地再委託を認める。)
- ⑥ プロジェクトサイトの工事用地を含む土地確保及び土地利用状況を確認するとともに、土地の所有権について書面をもって確認する。加えて、本プロジェクトの実施における土地利用に関する問題の有無及び必要な手続きを確認する。さらに、水域利用に関しても同様の確認を行う。
- ⑦ 本プロジェクトで整備が想定されている施設及び機材については、既存施設での利用状況及びプロジェクト実施後の利用が期待されている受益者との意見交換等を踏まえ必要性を検討する。想定されている主な施設及び機材は、「2. プロジェクト概要(3) 我が国への要請概要」記載の通り。要請内容及びプロジェクトサイトの自然・社会・地理条件等の諸状況を踏まえ、施設設計及び施工上の留意点を検討する(施工時の既存建造物についての対応を含む)。必要に応じて、施設・設備・機材計画の変更についてパプアニューギニア側と協議する。

(6) 現有施設の利用状況調査

- ① 現有施設においては、小売業者、買い物客等多くの関係者が出入りしており利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- ② 市場設備については、現状調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- ③ 既存の護岸及び埠頭については、利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- ④ その他周辺施設(下水処理場、アクセス道路を含む)についても、現況を定性的・定量的に把握する。
- ⑤ 上記①~④により既存施設・機材に係る課題を抽出し、相手国政府との協議及び施設利用者に対するインタビュー調査等を行い、各要請コンポーネントの優先順位を確認するとともに、要請内容の必要性、妥当性、優先度を分析・検討する。

(7) ステークホルダー公聴会の実施

本プロジェクトに対する住民の参加機会を高めるため、公聴会(ステークホルダー

会議)の開催を引き続き支援する。実施にあたっては、主要なステークホルダーが参加するよう開催場所や実施方法の助言を行うとともに、一時移転や利用料金、運営維持管理体制等について利用者との合意形成を促進する。

(8) 運営維持管理体制に関する調査

- ① 既存市場の運営維持管理(フフ地方行政区(Huhu Local Level Government)の約10名のスタッフが実施)状況を確認する。運営維持管理体制、財務状況に加え既存施設の定期点検など保守・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- ② 本プロジェクト完了後はミルンベイ州政府(Milne Bay Provincial Government)の下に設立される市場管理組織の下で管理運営される計画で、一方棧橋の管理運営は本プロジェクトの責任官庁である国家漁業公社(National Fisheries Authority: NFA)の監督の下、ミルンベイ州政府が担う予定である。そのため、これら関係組織の所掌、権限、人員、予算の変遷、維持管理に係る技術的能力、財務状況を調査するとともに、プロジェクトを実施する場合の各機関の役割を明確にする。
- ③ 要請書に記載されたプロジェクト完了後の管理運営体制を基に、類似案件の教訓も踏まえてパプアニューギニア側と実施体制について再度検討し、その妥当性や体制設立の手続き、スケジュール、予算措置等を確認する。
- ④ 既存市場の運営維持管理の現状及び改修後の運営維持管理計画を基に、本プロジェクト実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、改修後の市場施設の運営に必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。その際、本プロジェクトの実施により発生する追加の人件費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のために必要な積立額なども勘案の上、適正な市場運営が可能な施設使用料金の設定を検討したうえで健全な収支計画案を策定する。また、NFA、ミルンベイ州政府からの補助金の有無及びその金額も調査し、収支計画案に反映させること。
- ⑤ 上記を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(9) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。なお、本調査は現地再委託で実施することを認める。

- ① 本計画サイトの立地及びその周辺における自然条件(地形、地質、気象等)について、既存データを収集する。
- ② 海洋土木(係船岸壁、埠頭)に関するサイト周辺の自然条件(地形、地質、水質、気象、海象、海浜変形(漂砂、堆砂、浸食)サイクロン発生率、高潮等)に係る既存データの収集及び解析、PMDC 関係者へのヒアリング、目視、簡易な計測等による

自然条件調査を実施する。

- ③ 上記を踏まえ、本計画による施設計画の妥当性を評価するとともに、必要に応じて、代替案を検討する。
- ④ 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(10) 環境社会配慮に係る調査

- ① パプアニューギニア国内法で求められている、開発プロジェクトでのEIA調査内容、承認プロセスを再確認し、国家漁業公社がパプアニューギニア国環境保全省に提出する必要がある書類、承認が得られるまでの具体的なスケジュールを確認する。
- ② アロタウ市場の改修工事に伴い、市場で営業している小売業者等が継続的に収入機会を得られるように、一時的に別の市場を利用してもらう必要がある。そのため、一時移転計画についてはその内容について確認するとともに、ステークホルダー会議にて利用者への影響が最小限となるよう努め、利用者の意向を聴取し、本計画に反映させる。
- ③ 周辺他市場小売業者の活動状況を調査し、新規市場建設による彼等への影響を最小化するための配慮を払う。
- ④ 本プロジェクトの実施により水質汚濁、廃棄物等の環境影響の可能性があると、また既存施設利用者の一時移転が必要となるため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>)のカテゴリー「B」に分類されている。そのため、本業務では同ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、調査結果を整理する形で、上記ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- ⑤ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b 「JICA環境ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - c 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
 - カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作

成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の作成

(11) 土木設計調査

- ① 関連法規、規制、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- ② 本計画サイトは既存市場であるため、市場活動への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。また工事期間に関して、市場利用者である小売業者や消費者に対して十分に周知し、理解を得るよう、アロタウ市に依頼する。
- ③ 岸壁及び埠頭については、作業効率等現状・課題の確認、調査船等をパプアニューギニア側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、水面から岸壁面までの高さ及びその費用対効果等を検討のうえ、材料、構造、規模、仕様を計画する。なお、岸壁及び埠頭に給水、給電などの設備が設置される計画があれば、事前に給水設備・給電設備のルート・設置場所をパプアニューギニア側と調整する。

(12) 施工計画調査

- ① 施設配置は、一連の動線に配慮するとともに、利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。
- ② 施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、生鮮食品を販売する施設であることから、衛生管理が容易な施設計画を検討する。
- ③ 本計画ではトイレの建設が含まれるが、維持管理費が懸念されるため、維持管理及びコストを踏まえ、必要な処理容量に対して適切な処理方法を検討する。
- ④ 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- ⑤ 工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する。
- ⑥ 維持管理に影響を及ぼす可能性のある塩害について調査を行い、施設の塩害を考慮した設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたっては塩害対策を含めて行き、計画内容の妥当性を検討すること。
- ⑦ 施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、パプアニューギニア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。
- ⑧ 現地の治安状況を確認し、治安面での安全に配慮した施工計画を検討する。

(13) 機材計画調査

- ① 機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- ② 市場施設用発電機については、電力供給の現状も踏まえてその必要性、妥当性を検討するとともに、必要性が認められる場合は、十分な活用及び維持管理が可能な範囲での整備を計画する。
- ③ 廃棄物運搬車両は、廃棄物排出量、廃棄物の管理方法、市場からの廃棄物回収システムとその状況等の現状に鑑みて、その必要性、妥当性を検討するとともに、必要性が認められる場合は、適正な仕様の車両の整備することを検討する。また、整備の検討に際し、人員配置及び維持管理費等の予算措置を調査した上で計画する。

(14) 調達事情調査

- ① 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- ② パプアニューギニア国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- ③ 資機材・消耗品等の現地調達のほか、他国（日本又は第三国）での調達を含めた調達先、信頼できる輸送手段、輸送ルート、価格（輸送費及び輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。
- ④ 上記の結果、消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

(15) 相手国政府負担事項の検討

プロジェクトの実施にあたり相手国側負担とされる手続き事項（免税措置、便宜供与、各種建設許可の取得等）の他、プロジェクトの中で我が国の無償資金協力の対象として検討する事業（以下、「協力対象事業」という。）の円滑な実施のために必要となる各種事業（電気、水道の整備、アクセス道路の整備等）について相手国と協議の上、相手国側負担とすることの妥当性を検討する。

具体的には、現有施設内の全ての既存施設の解体・撤去、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施をパプアニューギニア政府に要請し、確約を取り付ける。

なお、施設建設期間中、既存市場の小売業者及び設備を一時的に他の場所に移転する場合は、移転に係る経費は相手国負担とする。

さらに、無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担

事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。

また、免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(16) ソフトコンポーネント計画の策定

既存市場の運営の現状を踏まえつつ、援助効果を増大のために改善が必要と考えられるものについては、先方と協議の上、ソフトコンポーネント計画を検討する。検討に際しては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版(2010年10月)」に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成してJICAの確認を得る。また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

(17) プロジェクトの評価／事業効果指標の設定及びベースラインデータの測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。評価指標及び目標値の検討、策定のためのベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査で網羅すべき調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託で実施することを認める。

無償資金協力事業として本プロジェクトの目標年における目標値を測る定量的指標の候補として、①市場で販売される農・水産物等の量、②市場利用する小売人、消費者等の数、③棧橋を改修する場合の棧橋利用者数、④農産物及び水産物の荷揚げ作業効率化と安全性の向上、等を想定するが、その他の適切な指標の有無についても確認する。定量的指標の検討に当たっては指標を測るデータの有無、入手方法等を含め指標としての妥当性を確認すること。また、本プロジェクトの目標の直接的な指標ではないが、インパクトを定性的、定量的に測る指標を検討する。指標の候補としては、①小売人が屋根の下で販売できる割合、②小売人が床上の販売台で販売できる割合、③ゴミ集積場の整備による適切なゴミ破棄管理の促進、場内舗装による泥濘発生の減少、排水機能の向上などによるアロタウ市場の衛生環境の向上、④アロタウ市場の入場口の分離管理、段差の減少、ソフトゾーニングの促進などによる買い回りなど利用環境の向上、⑤利用者(小売人、消費者)の評価(満足度)の向上、⑥運営・維持管理において、集金・会計管理及び市場施設の運転・維持の適切な実施、等が考えられる。

(18) 国内解析作業

① 現地調査結果の整理

ア) 概略設計の概要、本プロジェクトについて協力可能な内容、規模、範囲を検討す

る。

イ) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

② プロジェクトの計画策定

ア) プロジェクトの概要

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月改訂版)を参照して作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

イ) 協力対象事業の概略設計

帰国後 30 日以内を目処に第 1 回設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえ、「協力対象事業」の計画策定(概略設計)を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009 年 3 月)」

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html)

(以下、「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

a 設計方針

関係機関と協議をした結果のほか、現地調査で明らかにした自然環境条件、現地の建設・調達事情、実施機関の予算や体制から推測する施工後の運営・維持管理等についての対応(設計)方針を整理する。

b 基本計画

上記を踏まえ、以下の項目を含む協力対象事業の基本計画を作成する。

(a) 施設配置計画

(b) 建築計画

(c) 機材計画

c 概略設計図の作成

d 施工計画/調達計画の作成

以下の項目を含んだ施工・据付計画・調達計画を作成する。

(a) 施工方針/調達方針

(b) 施工上/調達上の留意事項

(c) 施工区分/調達・据付区分(先方負担工事との区分)

(d) 施工監理/調達監理計画

(e) 品質管理計画

(f) 資機材等調達計画(搬入経路、現場間の移動方法含む)

(g) 初期操作指導・運用指導等計画

(h) ソフトコンポーネント計画

(i) 実施工程(資機材調達に要する期間等を考慮)等

③ プロジェクトの概略事業費

上記②で作成した計画に対し、プロジェクトの中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの運営・維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

ア) 準拠ガイドライン

積算総括表の作成及び具体的積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」の補完編を含め、参照の上作成すること。

イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- a 実施時期
- b 事業費（総事業費及び内訳）
- c 概略の仕様
- d 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- e 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）
- f 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

エ) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。当機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- a 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- b 工事量変動にかかるリスク
- c 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- d 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e 治安状況にかかるリスク

(19) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整

理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) その他特に留意すべき事項

- ① 公租公課及び免税措置について調査し、先方政府負担事項について合意する。
- ② 広報効果発現のために有効な措置とのその計画について、検討する。
- ③ 調査終了後、5年後及び10年後に施設、機材の活用状況について調査するとともに、必要に応じて適当な時期に事後評価を実施する予定である。

(21) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(22) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

相手国政府関係者との説明・協議前に本邦企業（一般社団法人 海外建設協会等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情等の事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には、当機構と対応を協議する。

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をパプアニューギニア側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、パプアニューギニア側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(25) 準備調査報告書等の作成

パプアニューギニア国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料

- ③ 準備調査報告書
- ④ デジタル画像集
- ⑤ 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (9) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 10 部
: 英文 25 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 10 部
- (4) 収集資料・会議議事録
- (5) 準備調査報告書 (案) : 和文 10 部
: 英文 15 部
- (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (7) 機材仕様書 (案) : 和文 2 部
: 英文 2 部
- (8) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚 (※完成予想図を含む。)
: 英文 (製本版) 16 部及び CD-R 3 枚
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 3 部

注1) 「(1) 業務計画書」については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 上記(6)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)」を参照することとする。

注3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注4) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式について

は、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年4月中旬より国内事前準備を開始し、2016年5月上旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2016年11月下旬までに概略事業費積算を行い、2016年12月上旬には準備調査報告書（案）説明のための第2次現地調査（報告書案説明）を実施する。さらに、2017年1月中旬までに準備調査概要資料、2017年3月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

年度	2016年度											
月 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備作業	□											
現地調査		■	■	■								
現地調査結果概要				▲								
国内解析作業				■	■	■	■	■				
協力準備調査報告書（案）の説明・協議									■			
準備調査概要資料										▲		
準備調査報告書												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約20.25M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ① 業務主任／運営維持管理計画（2号）
- ② 土木計画／自然条件調査（3号）（語学力・対象国経験評価せず）
- ③ 建築設計（3号）
- ④ 設備計画／機材計画
- ⑤ 施工計画／調達計画／積算
- ⑥ 環境社会配慮／事業効果測定

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料/公開資料等

(1) 配布資料

無償資金協力要請書

(2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで閲覧可能です。

- ① 「パプアニューギニア独立国マダン市場改修計画準備調査報告書」(2013年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012679.html>
- ② 「パプアニューギニア独立国マダン市場・棧橋改修計画準備調査報告書」(2012年)
- ③ <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007796.html> 「パプアニューギニア独立国ウェワク市場及び棧橋建設計画基本設計調査報告書」(2008年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175405.html>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 第1次現地調査(概略設計)

- ① 団員構成：総括(JICA)
計画管理(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(当機構側参加団員は、コンサルタント現地調査開始後の約2週間後の現地入りを予定している。また、当機構職員の調査期間については、原則、業務従事者が利用する車両を供用する。)

(2) 第2次現地調査(報告書案説明)

- ① 団員構成：総括(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容(計画設計の基本方針案)について検討し、双方の確認・合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(当機構職員の調査期間については、原則、業務従事者が利用する車両を供用する。)

5. 現地再委託等

- (1) 以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することができる。コンサ

ルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。また、調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする（ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。）。

- ① 自然条件調査
 - ア 陸上地形測量
 - イ 地質調査
 - ウ 水質調査
 - エ 気象調査
 - オ 地盤調査
 - カ 海象・海底調査
- ② ベースライン調査

(2) 現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

(3) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(4) これら再委託業務については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月版）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率性を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても

年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

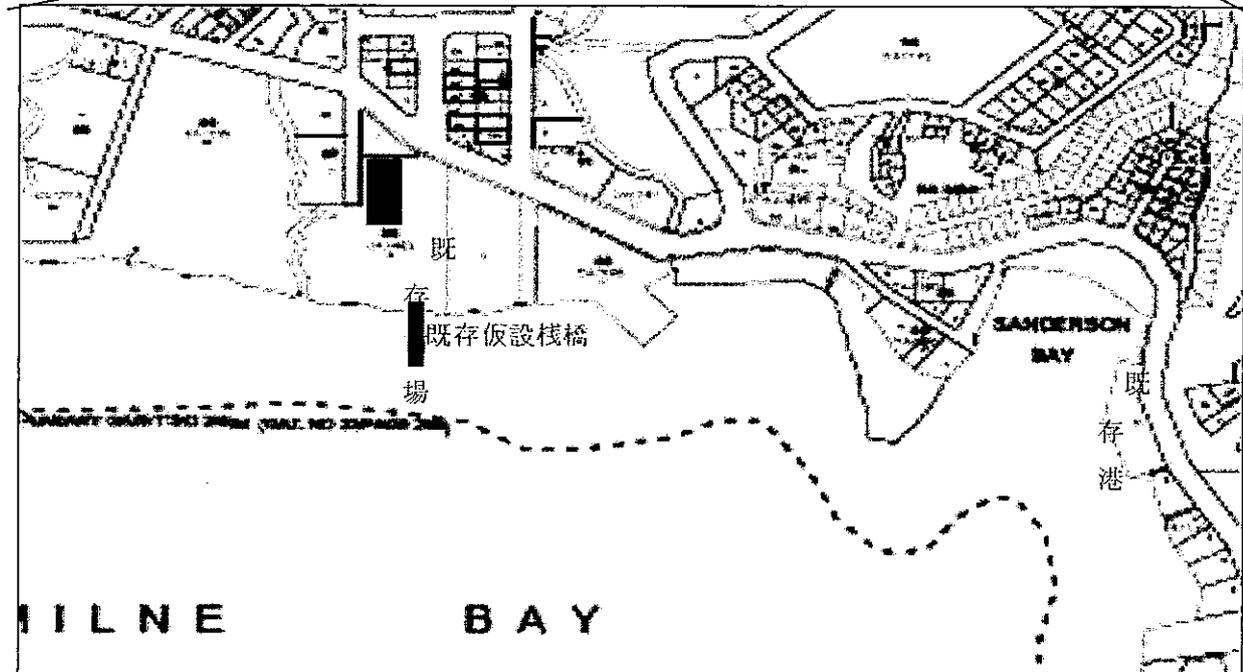
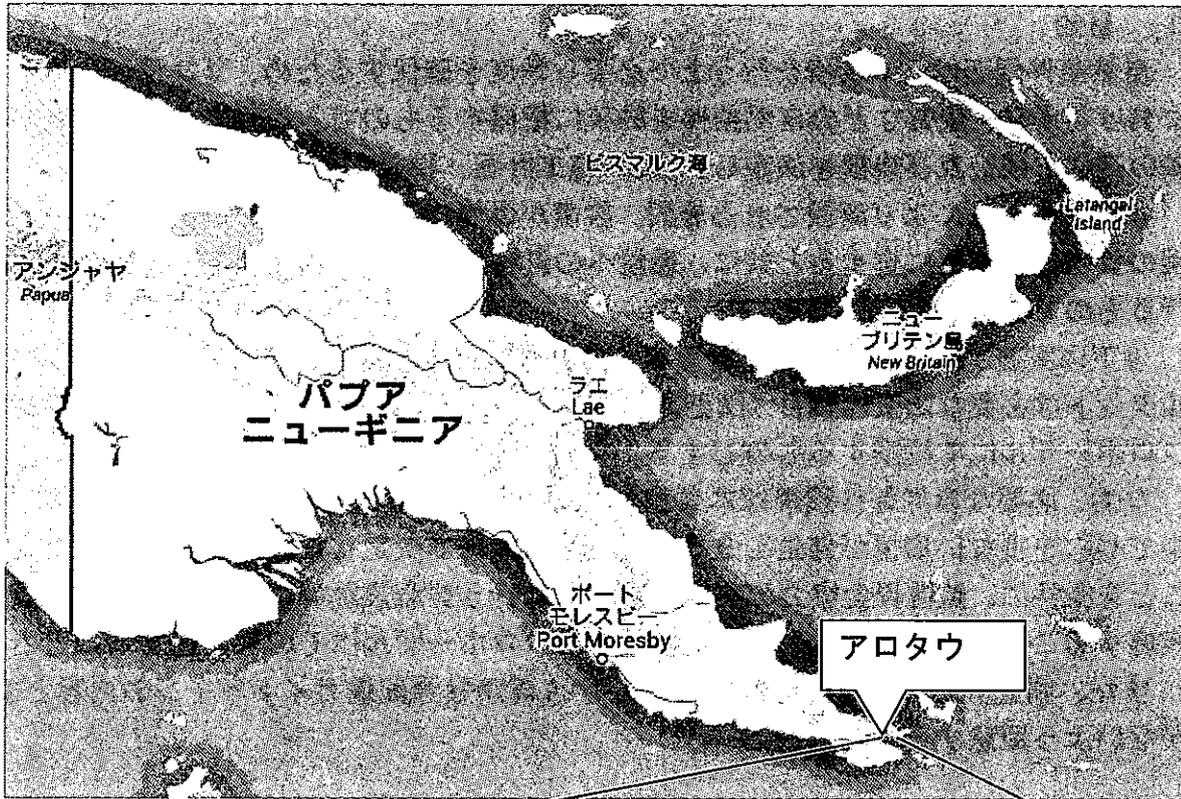
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙 1 プロジェクトサイト位置図

別紙 2 自然条件調査仕様書

別紙1 プロジェクトサイト位置図



アロタウ市場及び水産設備改修計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述することとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないよう留意する。

2. 調査項目

本業務においては、以下の自然条件調査を想定している。

調査項目	目的	備考 (再委託の有無)
1. 陸上地形測量	計画サイトの地形、既存構造物の把握	再委託
2. 地質調査	市場および護岸設計に必要な土質状況の把握	再委託
3. 水質調査	計画サイト周辺水域の環境影響評価に及び排水処理設備設置に必要な水質の現況把握	再委託
4. 気象調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な気象状況の把握	既存データの収集
5. 地盤調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な地盤の把握	再委託
6. 海象・海底調査	施設の計画・設計、施工計画に必要な潮位・潮流、またその変化の把握、及び過去の高波・高潮、異常潮位・潮流の確認、海浜変形（漂砂、堆砂、浸食等）	再委託

3. 成果品

報告書（調査概要、各種図面、調査結果）

以上